

宮 運 整 第 33 号 の 2
令 和 5 年 4 月 18 日

宮城県内一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

東北運輸局宮城運輸支局長
(公印省略)

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行することに伴い、観光需要が回復していくと想定される中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されます。

については、輸送の安全確保の徹底を図るため、下記について周知徹底をお願いします。

記

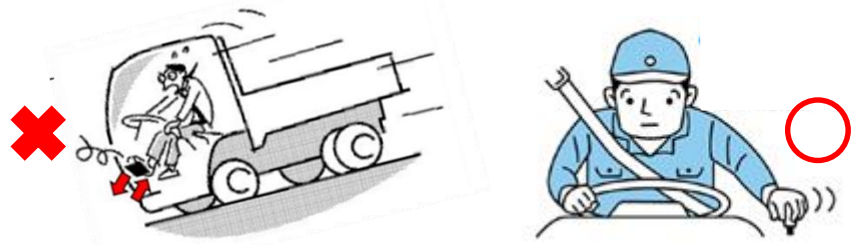
1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。特に、昨年度に相次いで大型バスの事故が発生したことを踏まえ、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（令和5年1月6日付け改正）」を活用し、運転者への指導を徹底すること。
2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が再び運転業務を行う際は、事前に運転者に対して実技等による指導及び監督を実施すること。
3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。

指導・監督マニュアルの改正概要(令和5年1月6日改正)

■ 令和4年8月に名古屋市の高速道路において乗合バスが、10月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が亡くなる痛ましい事故が発生したことを踏まえ、同様の事故を防止するため、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部を改正。

① 坂道での適切な運転操作(バス、タクシー、トラック)

- 長い下り坂においてフットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが効かなくなる可能性があるため、エンジンブレーキや排気ブレーキを使用すること。



② 危険箇所の情報を踏まえた運転指導(バス、タクシー、トラック)

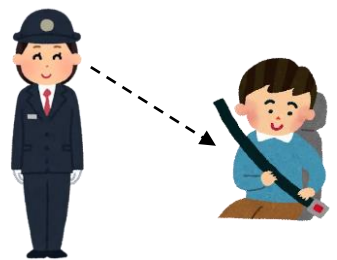
- 都道府県警が公表している「交通事故発生マップ」等の活用等により、事故の危険性が高い箇所を把握し、当該箇所における適切な運転操作をするよう指導すること。



警視庁HPより

③ 乗客のシートベルト着用の目視での確認(貸切バス)

- 乗客がシートベルトを着用していることを、発車前に運転者又は添乗員が目視で確認すること。



④ 非常口や非常停止ボタンの使い方の周知(バス)

- 事故時等の非常時に備え、乗客に対し、非常口や非常停止ボタンの設置位置や使い方・非常停止時のバスの挙動等に係る案内を行うこと。

